

奈良工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム運用規程

平成18年 9月20日制定

平成19年12月21日改正

平成20年 8月15日改正

平成23年 7月 1日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校における文部科学省電子入札システムの運用に関してはこの規程の定めるところによる。

(利用規程)

第2条 文部科学省電子入札システム利用規程（発注者用）を準用するものとする。

(運用基準)

第3条 文部科学省電子入札システム運用基準を準用するものとする。

(官職規程)

第4条 奈良工業高等専門学校電子入札システム官職規程によるものとする。

(担当の指定)

第5条 各官職証明書の担当は奈良工業高等専門学校電子入札システム官職規程第5条に規定するとおりとする。ただし各担当が、都合により入札に出席できない場合には、各担当が指名する者に委任することができる。

(適用範囲)

第6条 適用の範囲は、奈良工業高等専門学校における入札（見積合わせを含む。以下同じ。）のうち、以下の事項に該当するものとする。

- 一 工事
- 二 設計・コンサルティング業務

(事務及び操作)

第7条 電子入札システムに関する事務及び操作については、各担当の指示及び確認に基づき、執行者が指名する者が行うことができるものとする。

(その他)

第8条 その他、運用に関する事項に関しては、第2条及び第3条の範囲内で事務部総務課において必要に応じて決定するものとする。

附則

この規程は、平成18年9月20日より施行する。

附則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成20年8月15日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行し、平成23年10月1日から適用する。